



精神の障害に対する障害年金の地域差改善に向けた対応

経緯

厚生労働省が各都道府県の各障害による障害基礎年金の支給・不支給決定件数の割合を調査したところ、精神障害および知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いがあることがわかりました。

この結果を受け、認定の地域差による不公平が生じないよう、専門家検討会において対応策が検討され、今年9月1日から実施されることとなりました。

地域差を改善する対応策 (概要)

従来からの障害認定基準に基づき適正に判断されるよう、認定医のためのガイドラインと、診断書を作成する医師のための記載要領が作成されました。

(ガイドラインと記載要領、診断書の書式は、日本年金機構のホームページで公開されています)

**1 障害等級(障害の程度)の標準的な考え方を示したガイドラインの策定**  
障害の程度を判断する認定医が障害等級を判定する際に地域差が生じないよう全国共通の尺度としてガイドラインが策定されました。

**2 精神の障害の診断書の記載要領の作成**  
診断書を作成する医師向けに、診断書の記載時に留意してほしいポイントが示されました。

\*認定医が障害の等級を判定する際、提出された診断書等だけでは情報が不足していると判断した場合に使用する「照会文書(詳細な日常生活状況を把握するための書式)」も作成されました。

障害年金の認定の地域差改善

今回は、本年9月1日から実施される障害年金(精神の障害)の認定の地域差を改善する仕組みについて説明します。

答える人

先生  
社会保険労務士

聞く人

幸代(32歳)  
会社員



えがおジャーナル

えがおジャーナル

診断書の作成を医師に依頼する際の Point

精神の障害の障害年金の診断書には、精神疾患の症状や重症度、治療経過のほかに、「日常生活及び社会生活上の制限の度合い」を記載する欄があります。

この欄は、家族や福祉サービスなどさまざまな支援によって日常生活が安定している場合であっても、単身でかつ支援がない状況で生活した場合を想定して医師が記載します。また、診察時の一時的な状態ではなく、1年程度の障害状態の変動もふまえた状態が記載されます。

具体的には、適切な食事、身辺の清潔保持、金銭管理と買物、通院と服薬、他人との意思伝達及び対人関係、身辺の安全保持及び危機対応、社会性について、他者の助言や指導がどの程度必要かどうかを4段階で記載する形式になっています。

診断書の作成を医師に依頼するときは、医師に日常生活や就労時に受けている支援内容を伝えることが大切です。

障害年金 入門

障害年金を受けるための3要件

年金事務所などへ障害年金の請求書と診断書などを提出し、次の3要件について書類で審査されます。

- 1 障害の原因となった傷病の初診日はいつか
- 2 初診日の前日時点で  
国民年金・厚生年金保険料の納付状況
- 3 障害認定日(原則として初診日から1年6カ月経過した日)における障害の程度

障害年金の種類

障害基礎年金と障害厚生年金の2種類です。障害基礎年金は1級と2級、障害厚生年金は1・2・3級があります。

精神の障害に対する障害年金とは

精神障害、知的障害、発達障害により日常生活に継続的に制限が生じ、支援が必要な場合に、これを障害状態と捉え、その障害の程度に応じて障害年金の等級が決定され、等級に応じた額の障害年金が支給されます。

幸代 精神障害の障害者手帳を持っていると、障害年金が支給されるのですか？  
先生 いいえ、どの障害も障害者手帳を持っていても、請求手続きをしないと障害年金を受けることはできません。  
幸代 請求手続きでは、どんな書類を提出するのですか？  
先生 障害年金の請求書のほかに、障害年金請求用の診断書などを提出します。診断書には、精神疾患の症状や重症度、治療経過のほかに、「日常生活及び社会生活上の制限の度合い」を記載する欄があります。  
幸代 なぜ、日常生活や社会生活の状況の欄があるのですか？ 家族や外部

の支援を受けていたら、人によって生活状況は違いますよね？  
先生 精神の障害による障害年金は、客観的な検査数値での判断が難しいので、単身でかつ支援がない状況で生活した場合を想定した生活状況を総合的に見て判断されます。  
幸代 そうすると、働いている場合はどのように判断されますか？  
先生 診断書の就労状況の欄は、働くために受けている援助や配慮の状況から、日常生活の困難の度合いを確認することが目的です。  
幸代 働いている事実だけで判断されるわけではないのですね。安心しました。

MEMO

障害年金の再認定時の取り扱い

今回のガイドラインは、精神の障害の障害年金を初めて請求するときと、その後の定期的な障害状態の確認時にも使用されます。すでに障害基礎年金や障害厚生年金を受けている方で、ガイドライン実施前後で障害の状態が変わらなければ、当分の間、等級非該当(障害年金の障害等級に該当せず、障害年金が支給されない状態となること)への変更は行わないこととなっています。

**横山 玲子**  
社会保険労務士  
よこやま・れいこ  
横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
横山玲子社会保険労務士  
事務所ホームページ  
http://www.r-yokoyama-office.jp/  
Twitterアカウント @mayokor